

三朝町がけ地等復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町がけ地等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和3年7月7日から同月10日までの期間に発生した豪雨（以下「豪雨」という。）により崩落したがけ地等の復旧に要する経費の一部を補助することにより、町民の生命及び財産の保護を図り、安全で安心して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 勾配が30度を超え、かつ、高さが概ね3メートル以上の急傾斜地をいう。
- (2) 人工がけ地 切土、盛土又は擁壁若しくは石垣の設置により、人工的に形成された斜面地をいう。
- (3) がけ地等 がけ地又は人工がけ地をいう。
- (4) 住家 豪雨の発生時に現に居住の用に供していた住宅をいう。ただし、営利を目的とする不動産事業の用に供する宅地又は法人が所有しているものを除く。
- (5) 復旧工事 次に掲げる工事をいう。
 - ア 豪雨により崩落したがけ地等による被害の拡大を防止するために行う土砂、倒木等の障害物の除去その他の応急的な措置に係る工事
 - イ 豪雨により崩落したがけ地等の復旧及び崩落防止のための措置に係る工事

(本補助金の交付)

第4条 町は、第2条の目的を達成するため、復旧工事を行うがけ地等の所有者、管理者又は占有者に対し、本補助金を交付する。

2 本補助金の交付の対象となる復旧工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 豪雨により被災したがけ地等の復旧工事であること。
- (2) 住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（住家からの水平距離ががけ地等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲をいう。）内にあるがけ地等（対象となるがけ地の被災部分の復旧に必要な部分に限る。以下「補助対象部分」という。）の復旧工事であること。
- (3) 補助対象部分を含む復旧工事が令和5年3月31日までに完了すること。
- (4) 次条に規定する補助対象経費が30万円以上のものであること。

3 本補助金の交付は、豪雨の被害に係る復旧工事に対し1回限りとする。

4 第1項の規定にかかわらず、復旧工事に要する経費について他の公的補助が行われる場合は、本補助金を交付しないものとする。

(本補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象部分の復旧工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度として予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の申請書を令和4年7月10日までに町長に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町がけ地等復旧事業補助金事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）によるものとする。

3 規則第5条第3号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 対象となるがけ地等の状況が分かる写真
- (3) 復旧工事の契約書又は見積書の写し
- (4) 補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）
- (5) 被災宅地の土地の所有者が分かる書類
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 同意書（様式第3号。管理者又は占有者が申請する場合に限る。）

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

（着手届）

第8条 規則第11条第3号の町長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の全ての場合とする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項に規定する報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 復旧工事の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 復旧工事の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項の町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完了後の復旧工事の概要を示す写真
- (2) 復旧工事に要した経費の領収書の写し
- (3) 補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）

（概算払）

第10条 町は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払をする日の属する年度内に実績報告書の提出が確実にされると見込まれる場合に限る。

（維持管理）

第11条 復旧工事完了後の法面、擁壁等の維持管理は、所有者が適正に行うものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年12月17日から施行し、豪雨による被害を受けたがけ地等の復旧工事について適用する。

(本補助金の交付の特例)

2 町長は、この要綱の施行の日までに復旧工事に着手し、又は既に復旧工事を完了しているがけ地等の所有者、管理者又は占有者がある場合で、当該復旧工事が第4条第2項の復旧工事に該当するものであると確認できるときは、この要綱の相当規定に準じて当該所有者、管理者又は占有者に対し補助金を交付することができる。

様式第1号（第6条、第9条関係）

三朝町がけ地等復旧事業補助金 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業計画（報告）

事業名	三朝町がけ地等復旧事業
復旧工事の住所（場所）	
事業完了（予定）年月日	年 月 日

2 事業収支予算（決算）

（1） 収入の部

区分	予算額（決算額）	備考
自己財源	円	
町補助金	円	
その他	円	
合計	円	

（2） 支出の部

区分	予算額（決算額）	備考
復旧工事費	円	補助対象経費以外も含む。
合計	円	

（3）町補助金予算（計算）書

復旧工事費 ①	円	補助対象経費以外も含む。
補助対象部分の復旧工事費 ②	円	
算定基準額（補助対象経費） ③	円	30万円以上であること。
町補助金額（⑤×2/3） ④	円	1,000円未満切捨て 上限額 100万円

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

私は、三朝町がけ地等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請をするに当たり、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）及び三朝町がけ地等復旧事業補助金交付要綱（令和3年三朝町告示第98号）の規定を遵守するとともに、次のことについて誓約します。

なお、これらに違反し、又は相違のあった場合には、本補助金の交付決定が取り消され、本補助金を返還することについて一切異議を申し立てません。

- 1 私が行う復旧工事は、住家の安全性を回復するために行う工事に相違ありません。
- 2 私は、復旧工事を行うに当たり、隣接土地所有者等による紛争等が発生した場合は、自ら問題の解決に当たります。
- 3 提出書類等に記載の事項は、事実に相違ありません。記載の事項に変更のあった場合は、速やかに申し出ます。
- 4 復旧工事に要する経費について、他の公的補助は行われません。
- 5 私は、提出を求められた書類等を速やかに提出します。
- 6 私は、復旧工事を行うに当たり、法令等を遵守し、適切かつ安全に、近隣住民との関係に十分配慮して実施します。

年　　月　　日

申請者

住 所

氏 名

㊞

様式第3号（第6条関係）

同 意 書

申請者が管理し、又は占有するがけ地又は人工がけ地は、令和3年7月に発生した集中豪雨による豪雨の発生時に現に居住の用に供していた住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲内にあり、必要な復旧工事の取扱いについては、所有者である私との合意により、申請者が行うことについて事実と相違ありません。

また、三朝町がけ地等復旧事業補助金交付要綱（令和3年三朝町告示第98号）の補助金の交付が申請者へ行われることについて同意します。

復旧工事の住所（場所）

(宛先)

三朝町長

年 月 日

申請者（管理者又は占有者）

住 所

氏 名



被災宅地の所有者

住 所

氏 名

